平成30年度 第2回

地域包括支援に関する会議

資料 2

2 議事

(2) 成年後見制度の利用促進計画について

と見制度利用促進の背景・課題

2 从十枚光则及们用促进15时17/5 基本的な考え方

なり巻く状況

の現状

8.7%→平成 30(2018)年 30.1% (21.4P 増)

E) :高齢化率 33.5%

75 歳以上の割合 21.4%

者の増加

9月末時点で39,252人

度時点 15,357 人(2.5 倍超)

F) : 4 万人超

訓度に関する市民意識

よく知っている」と「少し知っている」の合計

制度の利用

利用したい」45%

」と「わからない」が55%

用促進、充実に必要なもの

周知・広報」74.6%

54.5%

の充実」50.0%

全く知らない よく知っている 12.7% 16.4%

2-1 北九州市成年後見制度利用促進計画策定の目的

- ・自己決定権の尊重と財産・権利の保護等の調和
- ・成年後見制度の利用環境の段階的・計画的な整備

2-2 基本的な考え方

- (1) 自己決定権と本人保護の調和
- ・成年後見人、介護支援専門員等が連係した意思決定支援による 本人意思と権利・財産の保護
- (2) 地域連携ネットワークによる被後見人と成年後見人の支援、 ノーマライゼーションの進展
- ・成年後見人と介護支援専門員などの連携・共同した「チーム」に よる被後見人の支援
- ・本市、北九州市社福祉協議会、専門職団体、家庭裁判所等による チームをバックアップする体制の構築
- ・地域住民による後見の支援への参加を通じた「ノーマライゼーシ ョン」の進展

2-3 促進計画の位置付け

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項に基づく 北九州市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画
- ・北九州市いきいき長寿プランの基本目標の一つである「住みたい 場所であんしんして暮らせる」の基本的な施策

3-1 成年被後見人と成年後見人の3

- ・親族、介護支援専門員、介護サービス の関係者等の「チーム」による本人の 効果的な連携構築の支援
- ・意思決定支援及び意思決定支援ガイド 意思決定や意思の表示が困難な人の尊
- ・親族後見人の集いの機会によるストレ 見活動への参加を通じたノーマライゼ
- ・地域ケア会議等を通したチームだけで

3-2 成年後見制度の利用環境の整備

- (1) 地域連携ネットワークの三つの役
 - ・地域活動や各団体の活動を通じた支援 ・保佐・補助、任意後見等の利用を含め
- 対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成 支援体制の構築

(2) 中核機関の整備

ア 広報機能

- ・成年後見制度の広報に幅広く取り組む 関わる各団体と連携し、成年後見制度 な広報を活発に行えるよう配慮・助言
- イ 相談機能
- ・早期の段階から、成年後見制度の利用 開設
- ウ 成年後見制度利用促進機能
- 市民後見人の養成、親族後見人等に向
- 工 後見人支援機能

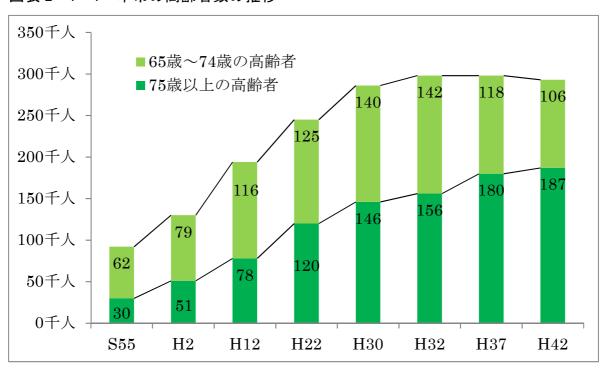
1 成年後見制度利用促進の背景

1-1 高齢者を取り巻く状況

(1) 高齢化社会の現状

- 本市の高齢化率は、昭和 55(1980)年当時 8.7%でしたが、 平成 30(2018)年 3 月末時点では 30.1%となり、21.4 ポイント増加しています。
- 将来的に本市の高齢化率は、2030年には33.5%、75歳以上の高齢化率は21.4%に達すると予想されています
- 75 歳以上の高齢者数も、昭和55(1980)年時点、30,489人であったと ころ、平成30(2018)年3月末時点では、146,888人となり、約4.8倍 になっています。

図表 2-1-1 本市の高齢者数の推移

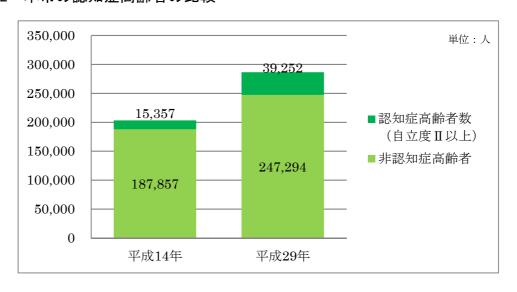


出所:総務省「国勢調査」、北九州市「北九州市の少子高齢化の現状」 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成 30 (2018) 年推計)

(2) 認知症高齢者の増加

- 本市の認知症高齢者数は、平成29(2017)年9月末時点で39,252人と平成14(2002)年と比較し、2.5倍を超える23,895人となっています。
- 将来的に本市の認知症高齢者数は、2020年には4万人を超えると考えられます。
- 全国では、平成 24(2012)年の認知症高齢者数は 462 万人でしたが、 平成 37(2025)年には約 700 万人、5 人に一人が認知症になるとの推 計がなされています。 (有病率 19.0%~20.6%)

図表 2-1-2 本市の認知症高齢者の比較



図表 2-1-3 全国の認知症高齢者の推計



出典: 厚生労働省「平成29年版 高齢社会白書」

1-2 障害のある人を取り巻く状況

本市において平成30年3月末現在、障害者手帳の交付を受けている身体障害、 知的障害のある人や精神通院医療等を利用している精神障害のある人の総数は、 76,004人です。

複数の障害を併せ持つ人もいるため、単純な合計にはならないものの、市民(平成30年4月1日現在北九州市推計人口945,061人)の約8.0%にあたります。これを平成20年度末の70,413人(市人口の約7.2%)と比較すると、5,591人(7.9%)の増加、市の人口に占める割合も0.8%上昇しています。

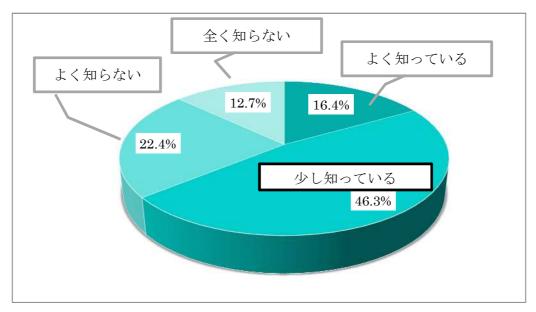


図表 2-2-1 市内の障害のある人の数の推移

1-3 成年後見制度に関する市民意識

○ 成年後見制度を「よく知っている」と「少し知っている」の合計は 62.7%であり、一方で「よく知らない」、「全く知らない」が約 4割となっています。また、20 歳台以下では、「全く知らない」が約 50%でした。

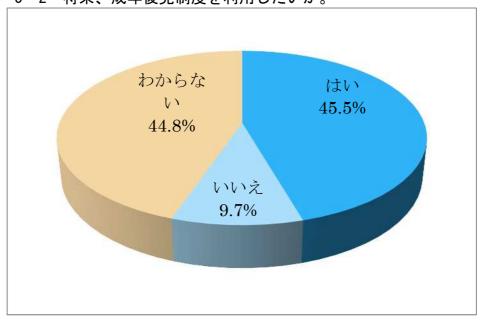
図表 2-3-1 成年後見制度の認知度



出所 平成30年度実施 市政モニターアンケート

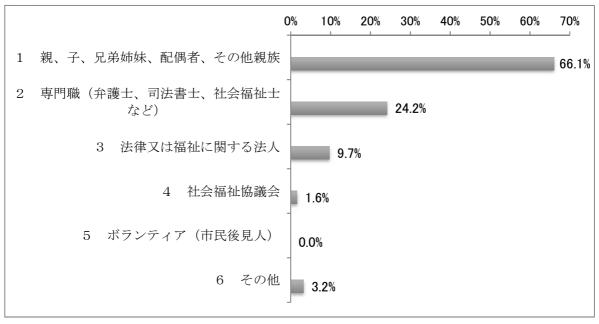
○ 将来的な成年後見制度の利用については、「成年後見制度を利用したい」が 45.5%、「利用したくない」と「わからない」が 54.5%と積極的な利用にはほど 遠い状況です。

図表 2-3-2 将来、成年後見制度を利用したいか。



○ 成年後見人等になってもらいたい人については、6割を超える人が親、子、親 族を希望しています。

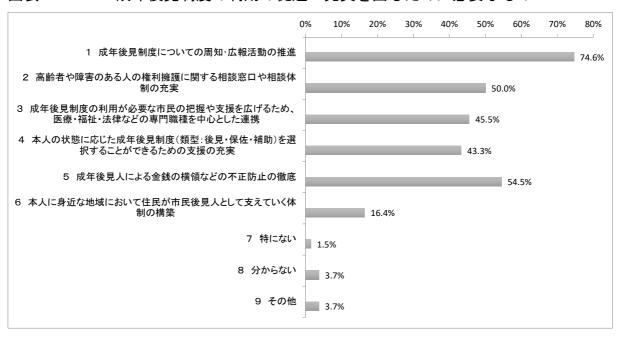
図表 2-3-3 成年後見人等になってもらいたい人



[参考] 平成29年に全国で成年後見人等に選任された内訳は、司法書士等の専門職が約65%に対して、親、子、親族は約26%となっている。

○ 成年後見制度の利用の促進・充実を図るために必要なものは、「成年後見制度 の周知・広報」が74.6%、「不正防止の徹底」が54.5%、「相談窓口・体制の充実」 50.0%でした。

図表 2-3-3 成年後見制度の利用の促進・充実を図るために必要なもの



2 北九州市成年後見制度利用促進計画の概要

2-1 北九州市成年後見制度利用促進計画策定の目的

北九州市成年後見制度利用促進計画(以下「促進計画」という。)は、認知症 高齢者、精神障害や知的障害のある人等のうち判断能力が十分ではない人が成年 後見制度をより利用しやすく、よりメリットを得られるよう、自己決定権の尊重、 財産・権利の保護等が調和した成年後見、保佐及び補助の実現と成年後見制度の 利用環境の段階的・計画的な整備のために策定します。

2-2 基本的な考え方

(1) 自己決定権と本人保護の調和

成年後見制度においては、被後見人等の財産の管理と生活の支援を目的と して利用されることが多く、被後見人等の自己決定権の尊重としての機能が 十分に活用されているとは言えない状況です。

促進計画においては、改めて成年後見制度の目的たる自己決定権の尊重、 残存能力の活用等と被後見人等の保護との調和を図るため、成年後見人等が 成年被後見人等の介護支援専門員、相談支援専門員などと連携して被後見人 等の意思決定を支援し、その意思と権利・財産の両方の保護ができる社会の 実現を目指します。

(2) 地域連携ネットワークによる被後見人等及び成年後見人の支援並びにノー マライゼーションの進展

成年後見制度の利用の促進のためには、利用の障壁となる成年後見人等の負担を軽減することが重要です。

このため、成年後見人等と介護支援専門員、相談支援専門員などの成年被後見人に関わる人が連携・協働し、チームとして被後見人を支えるとともに、本市、北九州市社福祉協議会、専門職団体、家庭裁判所等によるネットワークがチームをバックアップする体制の構築を目指します。

また、地域住民による後見の支援への参加を通じ、認知症・障害に対する知識と理解を深め、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の進展を図ります。

2-3 促進計画の位置付け

促進計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項に基づく 北九州市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画です。

また、北九州市における高齢者・障害のある人の支援の基本的な施策と位置づけます。

- (1) 北九州市いきいき長寿プランの基本目標の一つである「住みたい場所で安心して暮らせる」の基本的な施策として位置付けます。
- (2) 北九州市障害者支援計画を構成する北九州市障害者計画の基本目標「安心して暮らすための支援体制の整備」及び「人権の尊重と共生社会の実現」の基本的な施策として位置付けるとともに、第5期北九州市障害福祉計画及び第1期北九州市障害児福祉計画において実施に関する事項を定めています。

2-4 促進計画の期間

計画期間は、平成31年度から平成32年度の2年間とします。

この促進計画は、北九州市いきいき長寿プランの基本的な施策として位置づけるものであるため、同プランと期間の満了を合わせるものとします。

また、この促進計画は、第5期北九州市障害福祉計画及び第1期北九州市障害 児福祉計画において実施に関する事項を定めているため、第5期北九州市障害福 祉計画及び第1期北九州市障害児福祉計画と期間の満了をあわせるものとします。

図表 3-3-1 促進計画の期間

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
北九州市成年後見制度利用 促進計画		平成 31 年度~	平成 32 年度	
いきいき長寿プラン		平成 30 年度~	平成 32 年度	
第5期北九州市障害福祉計				
画及び第1期北九州市障害		平成 30 年度~	平成 32 年度	
児福祉計画				
成年後見制度利用促進基本 計画(国)		平成 29 年度~	平成 33 年度	

3 具体的な取組

3-1 成年被後見人と成年後見人の支援

成年後見、保佐及び補助においては、財産管理、介護保険・障害福祉サービス、 意思決定支援等の幅広い知識が必要ですが、専門職ではない親族、知人等が一人 で全てを賄うには困難を伴います。

さらに、成年被後見人等の生活を支援する成年後見人等には大きな責任がある ため、精神的なストレスも大きいものがあります。

これらの問題は、親族等による後見人等への就任をためらわせる一因でもあり、 成年被後見人等の意思を最も汲み取れる親族等による後見等を阻害しているもの と思われます。

本計画においては、成年被後見人等のみならず成年後見人等への支援を拡大することにより、親族等の負担の軽減を目指します。

また、法律、福祉等の専門職が成年後見人等を務める場合にあっても、専門外の問題に関して相談・協議できる体制を整備することにより、成年被後見人等の求める成年後見活動の実現を図ります。

(1) チームによる支援とチームの支援

成年被後見人の身近な親族、介護支援専門員、相談支援専門員、介護・障害福祉サービス事業者、医療・福祉・地域の関係者等が「チーム」となり、成年被後見人等の意思を汲み、意思を尊重した心身・財産の保護を目指します。

また、チームの効果的な連携を目指し、連携の構築を支援します。

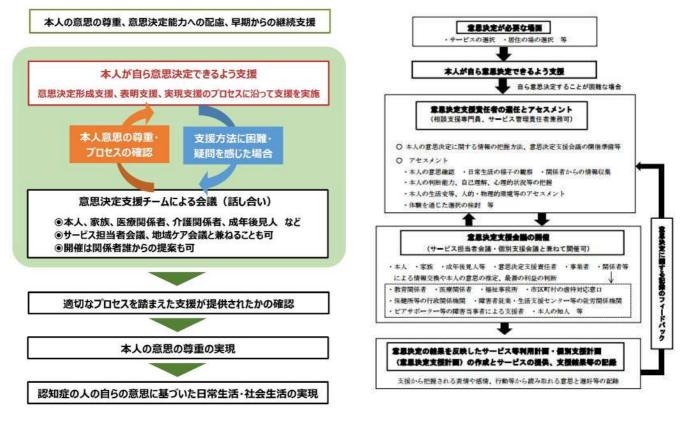
被後見人(高齢者)と成年後見人を支えるチーム 被後見人(障害のある人)と成年後見人を支えるチーム



(2) 意思決定の支援及び意思決定支援ガイドラインの普及・啓発

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」 及び「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及 ・啓発を図り、成年後見人等が成年被後見人等の意思を尊重した身上保護、 財産管理を実現することを目指します。

また、両ガイドラインの普及により、成年被後見人等に限らず十分な意思 決定をすることや意思を表すことが困難な人の尊厳が守られる社会の実現を 目指します。



出典: 厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」

(3) 集いの機会によるストレスケアと地域のサポート

親族後見人が、お互いの介護体験や悩みを打ち明けあい、励ましあう集いの機会を設け、ストレスのケアや孤立の予防を図ります。

また、地域の自主的な集いにおいても成年後見制度や認知症、障害に関する知識と理解を深めていただき、認知症高齢者等の見守りや後見活動への参加者の増加を目指すとともに、ノーマライゼーションの進展を図ります。

(4) 専門家を加えた協議会の開催

成年被後見人等に関わる困難な問題や身体・財産に重大な影響を及ぼす事 案などチームだけでは対応が困難な問題については、チームからの支援要請 を踏まえながら介護保険制度に基づく地域ケア会議又は障害者総合支援法に 基づく自立支援協議会の会議を開催し、問題の解決を図るものとします。

地域ケア会議等においては、必要に応じ、家庭裁判所、各専門職団体、医 療関係者、地域の見守りボランティアなどの参加を得て、専門的見地はもと より、成年被後見人の意思を反映した問題の解決を目指します。

【地域ケア会議の種類と役割】

地域ケア会議について

- 〇地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールである。
- ○具体的には、個別事例の検討と通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、 地域のネットワークにつなげる。

国が示す地域ケア会議の役割》



【自立支援協議会の会議の種類と役割】

自立支援協議会について

協議会は、障害があっても安心して自立できる地域社会の実現を目指し、「情報の共有」「具体的な協 働」「関係者によるネットワーク」に関する協議の場として設置するものであり、困難事例への対応の あり方に関する協議、調整や、地域の社会資源の開発、改善等を目的とする。

地域課題 集約•議題 〇保健福祉局 〇各区役所保健福祉課 〇北九州市障害者自立 障害者支援課 〇委託相談支援事業所 支援協議会 〇北九州市障害者 〇指定相談支援事業所等 基幹相談支援センター

3-2 成年後見制度の利用環境の整備

成年被後見人等からなるチームを支援し、成年後見制度の利用を促進するため、 高齢者福祉・障害者福祉の関係者を始め、行政、司法、医療、地域住民等の地域 の各種個人・団体の連携を強化します。

また、この地域の連携(以下「地域連携ネットワーク」という。)の効果的な 運用を図るとともに、広報、相談等の機能を担う中核的な機関(以下「中核機関 という。」)を設置します。

(1) 地域連携ネットワークの三つの役割

地域連携ネットワークにおいては、以下の役割を担うことを目指します。

ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域の見守りや各団体の活動を通じて、成年後見制度の利用を含めた権利擁護に係る支援が必要な人を速やかに発見し、支援します。

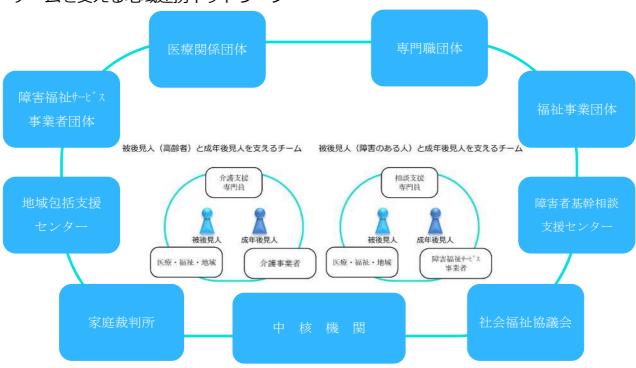
イ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

判断能力が不十分となる前の段階から、保佐・補助、任意後見等の利用を含めた将来の相談ができる窓口の整備を図ります。

ウ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

本人の意思、心身の状態や生活状況等を踏まえた支援体制の構築を図ります。

チームを支える地域連携ネットワーク



(2) 中核機関の整備

中核機関は、成年後見制度の広報や相談窓口の開設を行うほか、成年後見制度に関わる各種個人・団体の情報を集積し、相互の連携の強化を図ります。 なお、中核機関の設置に当たっては、他市との共同設置や複数団体への機能の分散等を含め検討し、速やかな設置と段階的な機能の整備を目指します。

ア 広報機能

成年後見制度の広報に幅広く取り組むとともに、成年後見制度に関わる 各団体と連携し、成年後見制度が関係する各団体が効果的な広報を活発に 行えるよう配慮・助言を行います。

イ 相談機能

心身・財産の保護の必要が生じる前、又は必要となった早期の段階から、 成年後見制度の利用について相談できる窓口を設けます。

また、関係団体等の相談窓口の情報の集積を行い、相談者の状態に応じた適切な相談窓口の情報等を提供できる体制を整備します。

ウ 成年後見制度利用促進機能

認知症高齢者等が適切な成年後見人等を得られるよう、ボランティアとして後見業務を行う市民後見人を養成し、養成した市民後見人の名簿を備えると共に、成年被後見人等を担う法人の協力を得て法人後見人の名簿を備えるよう努めます。

また、親族後見人、市民後見人等の専門的知識を持たない成年後見人等を支援するため、親族後見人等に向けた研修を実施するなど、成年後見人等を支援する取り組みを実施します。

工 後見人支援機能

成年後見人、成年被後見人を支えるチームとなる介護支援専門員、相談 支援専門員、介護・障害福祉事業者等と成年後見人の協議の場を調整する ほか、チームでは解決できない問題に関して、地域ケア会議等での検討の 依頼、家庭裁判所への情報の提供を行います。

また、専門職後見人からの軽易な相談に対応するとともに、地域連携ネットワークを活用した専門職後見人間の連携の強化を図ります。

才 不正防止効果

親族後見人等への金銭管理事務の研修やチームとして被後見人に接する ことによって、後見活動の不正の防止を図ります。

参考

市民後見人の養成

北九州市は、認知症高齢者の増加に伴う将来の後見人不足に備え、平成19年1 0月から社会貢献型「市民後見人」養成事業を開始しました。

平成28年度までに計7回の養成事業を実施し、累計116人の市民が養成講座 を修了しました。

現在、第8期の養成研修を実施し、新たな市民後見人候補者を養成しています。

平成30年度末時点で養成研修を修了した人のうち28人が北九州市社会福祉協議会「北九州市権利擁護・成年後見センター(愛称らいと)」にて法人後見業務に従事し、認知症高齢者などの生活を支援しています。

養成状況 (単位:人)

期	基礎研修	実務研修	修了者	法人後見活動 経験者
1	H20.1∼H20.2	H20.6∼H21.2	3 1	2 0
2	H21.1∼H21.2	H21.5∼H21.11	1 6	1 0
3	H22.1∼H22.2	H22.5∼H22.11	1 2	5
4	H23. 5∼H23. 7	H23. 9∼H23. 12	1 0	5
5	H24. 5∼H24. 7	H24.8∼H24.11	2 5	1 3
6	H25.6∼H25.8	H25. 10∼H25. 12	1 2	4
7	H27.1∼H27.3	H27.7∼H27.10	1 0	2
8	H30. 1∼H30. 3	H30.7~H30.10 (予定)	_	_
計			1 1 6	6 3